

求人票(労働条件等の明示)

職業安定法第5条の3により、この書面にて労働条件等を明示します。

受付年月日 令和 年 月 日

求人者(事業所)の 氏名又は名称	
業務内容	
契約期間	<input type="checkbox"/> 無期雇用 <input type="checkbox"/> 有期雇用 有期雇用の場合の雇用契約期間 { ~ }
試用期間	<input type="checkbox"/> 有 期間 { か月 } <input type="checkbox"/> 無
就業場所	(事業所名) (所在地)
就業時間	始業 (時 分) ~ 終業 (時 分)
休憩時間	時 分 ~ 時 分 (分)
休日	
時間外労働	<input type="checkbox"/> 有 (月平均 時間) <input type="checkbox"/> 無 ※ 裁量労働制が適用される場合、以下のような記載が必要。 「企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなされます」
賃金	月給・日給・時間給 基本給 定額的に支払われる手当 円 円 通勤手当 円 昇給に関する事項 ※ 固定残業代制を採用する場合は、以下のような記載が必要。 ①基本給××円(②の手当を除く額)、②□□手当(時間外労働の有無に関わらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給)、③○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	<input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険
雇用形態	派遣労働者 ※ 派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨を明示
受動喫煙防止 措置の状況	屋内原則禁煙 (喫煙専用室の設置) ※ 就業場所の一部で喫煙が認められる場合は、実際に喫煙が可能な区域での業務の有無について、可能な限り、付加的に明示してください。

(特記事項)

明示の流れ：求人者(事業所) → 職業紹介事業者 ^{書面等の交付} → 求職者

(注) 試用期間と本採用が一つの労働契約であっても、試用期間中と本採用後で労働条件が異なる場合、それぞれの労働条件を明示しなければなりません。

また、有期労働契約が試用期間としての性質を持つ場合には、試用期間となる有期労働契約期間中の労働条件を明示しなければなりません。